論点③　経過的小規模介護老人福祉施設等の基本報酬の見直し

論点③

■ 経過的小規模介護老人福祉施設（平成17年度以前に開設した定員30名の施設）については、通常の介護老人福祉施設や地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護よりも高い介護報酬が設定されている。令和６年度介護報酬改定に関する審議報告では、「引き続き経営実態等を把握し、離島・過疎地域に所在する小規模介護老人福祉施設の経営の安定性・持続性に配慮しつつ、統合に向けて検討していく」とされた。

■ 令和７年度介護事業経営概況調査や調査研究事業では、経過的小規模介護老人福祉施設の経営状況は立地によって違いが見られ、離島又は過疎地域に所在する施設は収支差率が低い傾向となっている。また、介護老人福祉施設全体の収支差率について、地域区分別で比較すると７級地・その他の地域では、その平均が低い。

■ 経過的小規模介護福祉施設等の基本報酬について、通常の基本報酬との統合に向けて引き続き検討していくべきとされているが、どのように考えるか。

対応案

■　離島・過疎地域以外に所在する経過的小規模介護老人福祉施設について、経営の安定性・持続性に配慮しつつ、その基本報酬を見直すこととしてはどうか。

■　離島・過疎地域に所在する経過的小規模介護老人福祉施設については、令和９年度報酬改定においては、その基本報酬の見直しは行わないこととし、引き続き経営実態等を把握しつつ、統合に向けて検討することとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」 p.34 より抜粋

小規模特養等に関する経緯について

○　定員30人の小規模特養については、別個の基本報酬の単価が設定されているところ、平成30年度の介護報酬改定において、他の類型の介護老人福祉施設の報酬との均衡を図る観点から、一定の経過措置の後に、通常の広域型特養の基本報酬と統合することとされた。
○　令和６年度介護報酬改定において、離島・過疎地域以外に所在し、かつ他の広域型特養と一体的に運営されている場合について、通常の広域型特養の基本報酬と統合することとされた。同改定において、定員26～29人の経過的地密特養についても、離島・過疎地域に所在する場合を除き、通常の地密特養の基本報酬と統合することとされた。

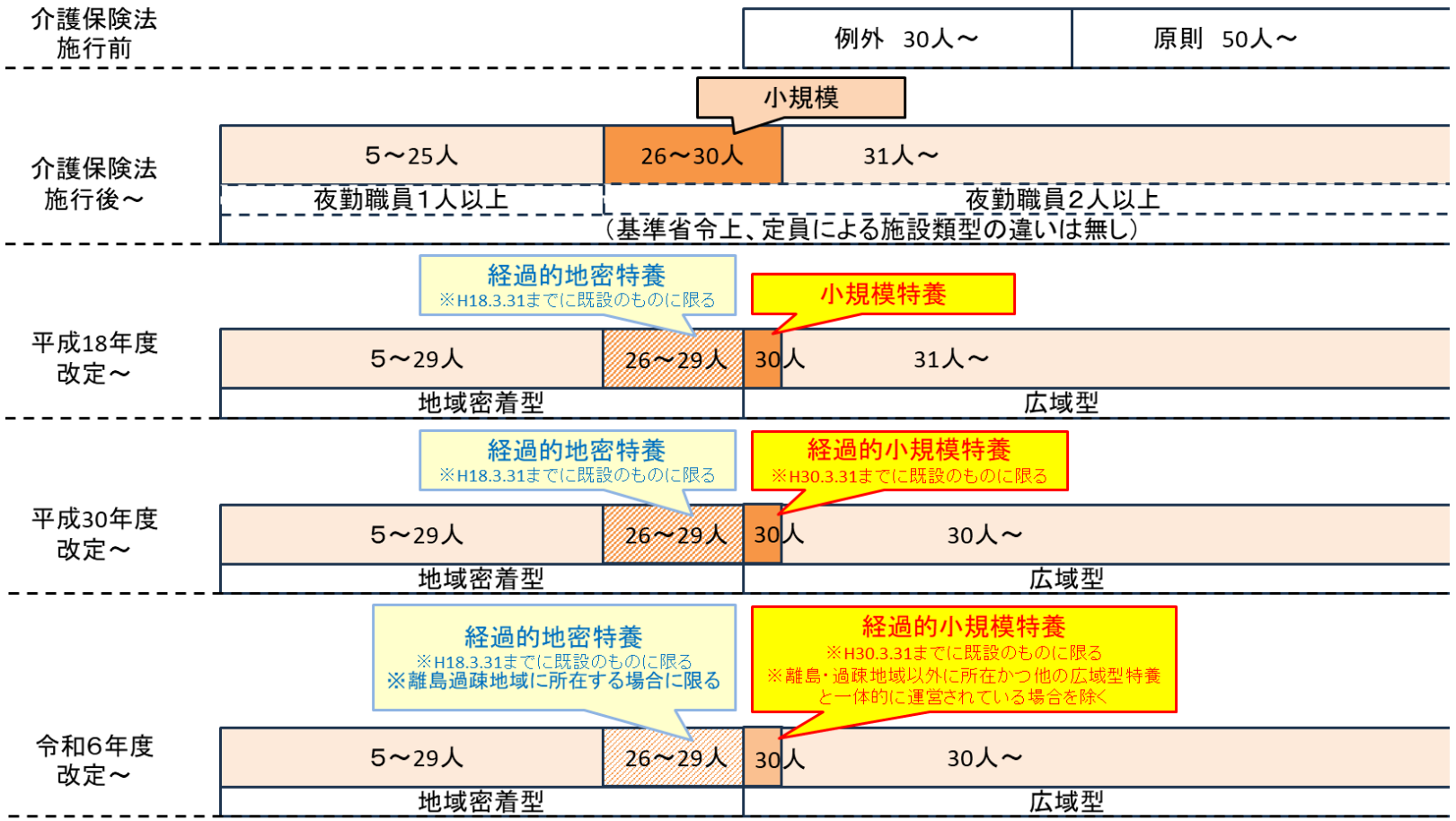

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」 p.28 より抜粋

R６改定

４.（２）③　経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護】

○　報酬体系の簡素化や報酬の均衡を図る観点から、離島・過疎地域以外に所在する経過的小規模介護老人福祉施設であって、他の介護老人福祉施設と一体的に運営されている場合は、介護老人福祉施設の基本報酬に統合する。また、同様の観点から、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、離島・過疎地域に所在する場合を除き、地域密着型介護老人福祉施設の基本報酬に統合する。その際、１年間の経過措置期間を設ける。
【告示改正】

算定要件等

＜改定前＞

経過的小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準（抄）

（１）平成三十年三月三十一日までに指定を受けた、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設であること。

＜改定後＞

経過的小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準（抄）

（１）平成三十年三月三十一日までに指定を受けた、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設であること。

（２）離島又は過疎地域に所在すること又は離島又は過疎地域以外に所在し、かつ、他の指定介護老人福祉施設と併設されていないこと。

※「離島又は過疎地域」とは、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法に規定する離島、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域（みなし過疎地域を含む。）をいう。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」 p.29 より抜粋

経過的小規模介護老人福祉施設の経営状況

○　介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、経過的小規模介護老人福祉施設の収支差率の推移は次のとおり。

■　各類型ごとの収支差率

類型	令和５年度　実態調査	令和７年度　概況調査	
	令和４年度　決算	令和５年度　決算	令和６年度　決算
介護老人福祉施設	**1.0%** **<0.1%>** **(0.1%)**	**1.3%** **<1.9%>** **(1.9%)**	**1.4%** **<1.6%>** **(1.6%)**
地域密着型介護老人福祉施設	**▲1.1%** **<▲0.4%>** **(▲0.4%)**	**1.9%** **<2.3%>** **(2.3%)**	**2.2%** **<2.3%>** **(2.3%)**
経過的小規模介護老人福祉施設	**▲3.7%** **＜▲3.0%＞** **(▲3.0%)**	**0.1%** **<0.4%>** **(0.4%)**	**2.1%** **<2.4%>** **(2.4%)**

注1）上段（括弧無し）は「税引前収支差率（物価高騰対策関連補助金等を含まない）」、中段（山括弧）は「税引前収支差率（物価高騰対策関連補助金を含む）」、下段（丸括弧）は「税引後収支差率」である。
注2）令和4年度決算の中段（山括弧）の収支差率には、物価高騰対策関連補助金に加え、コロナ関連補助金も含まれている。

【出典】令和5年度介護事業経営実態調査結果及び令和7年度介護事業経営概況調査結果

（注）令和６年度決算の値については、R6改定による統合に係る経過措置期間中であることに留意が必要。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」 p.30 より抜粋